

第6章 第二帝政期ドイツにおける外国籍ポーランド人労働者受入態勢

—反ポーランド人的民族政策とユンカー—

はじめに

I. 外国籍ポーランド人の就労許可

- (1) 外国籍ポーランド人の追放と労働力不足
- (2) プロイセン政府部内での審議
- (3) 外国籍ポーランド人の入国許可

II. 募集組織の集権化

- (1) 集権化の背景
- (2) 農業会議所の取り込み
- (3) 民間機関としてのセンター

III. 国内登録制度の導入

- (1) 国内登録制度の導入の背景
- (2) 国内登録制度の内容
- (3) 国内登録制度の欠陥

IV. 外国籍ポーランド人とイタリア人労働者との比較

- (1) 地域のおよび職業的分布
- (2) 法的地位と社会的状況
- (3) 労働組合の態度

おわりに

はじめに

本章の課題は第二帝制期の外国籍ポーランド人移民労働者の受入態勢の形成過程を検討することである。多様な外国人労働者の中で、外国籍ポーランド人は、当時プロイセン領となっていた旧ポーランド領における民族運動を刺激する恐れがあったため、政治的に特別な扱いを受けていた。ドイツにおける近代化・工業化過程は、外国人労働者の雇用を必要とすると同時に、社会統合・国民国家形成の観点から、外国人労働者の扱いに慎重にならざるおえなかったものであり、この問題への対応の方式を検討することが、当時の外国人労働者の理解には不可欠なのである。

外国籍ポーランド人労働者は当時のドイツに存在した外国人労働者の中で最大の集団であると同時に、この民族に対するドイツの特殊な関係のため、当初から外国人労働者問題の主要な対象とされ、時人の間でも活発な議論が行われた。例えば、ウェーバーは1890/91年の社会政策学会による農業労働者調査の編集と分析の作業に携わり、その経験からいわゆる「駆逐理論」を展開したとされる。「ロシアからの労働力輸入は、賃金水準および文化水準への圧力ゆえに、ザクセン渡りや西部への離村や海外移民の単なる結果ではなくその原因である」¹⁾。この議論は東部ドイツのポーランド化だけではなく西部ドイツまで含めた全ドイツのポーランド化に対する警鐘として理解され、クノーケやクーリッセルらによっていささかヒステリックな民族主義的議論にまで極端化されていった²⁾。

しかし外国籍ポーランド人による東部からのドイツ人農業労働者の「駆逐」を実証するのはそれほど容易ではない。なぜなら最近の労働力移動に関する諸議論が強調するように、労働力移動は単に労働力過剰地域と労働力不足地域が存在すれば自然に発生するわけではなく、流入する労働力の質（労働力供給の構造）と受入地域が必要とする労働力の質（労働力需要の構造）の合致が移動の重要な前提になるからである³⁾。

この外国籍ポーランド人を最も必要したのは東部ドイツの大農場経営であったが、この農業経営は安価な輸入穀物との競争や甜菜等の新しい作物の導入とともに、安価な季節労働者に利点を見いだすようになっていた。この変化した労働力需要に最も適合していると考えられたのがロシア領やオーストリア＝ハンガリー領からやって来る外国籍ポーランド人であった⁴⁾。この季節労働者にとっては、ドイツでの劣悪な労働条件も本国のそれに比

1) Bade [23] S.318.

2) Knoke [40] ; Kuischer [42] 。バーデは社会政策学会の調査が行われた時期がドイツからの最後の大量海外移民期および東部国境再開期と重なったため、ウェーバーの「事実誤認」が生じたと述べるが (Bade [23] S.320) 、これから論じるように「事実誤認」いかにだけが問題なのではない。

3) 竹野内氏は今日の世界労働市場の特徴として「……第一に、中心部の資本は、今や労働力の選択と調達に世界的な広がりの中において行っている。そして第二に、その結果、諸地域の労働者相互の競争がより顕著になっている」点を指摘し、「世界労働市場の階層的ヒエラルヒーとそこで展開される労働力の充当」が今日の労働力移動の特徴としているが、この議論は第二帝制期のプロイセン農業地域への外国籍ポーランド人の流入にも妥当する (竹野内 [17] 199, 203頁; 森田 [21] 参照) 。

4) 飯田 [5] 601-2頁参照。エンカー経営の構造転換に関しては農業労働者の賃労働者への観点からこれでも論じられてきた。この過程の中心は労働者への賃金支払の現物賃金から固定・貨幣賃金への転換、常時労働者から季節労働者、契約労働者から「自由な」労働者への転換であり、外国人労働者の季節雇用はこの発展の帰結である (東 [2] ; 小沢 [12] ; 原田 [18] ; 福広 [19] ; 藤原 [20] 404頁以下; Kocka [

べればかなり良好と感じられたし、その一方彼らを採用する農場経営者にとってこの労働者は冬期に面倒を見る必要がなく費用のかからない労働者であった。農場労働者の基幹部分には年間を通じて雇用される地元の労働者の利用が好まれたが、それ以外の部分はこの季節労働者、「安上がりで従順な」労働者によって十分賄えたのである。

したがって外国籍ポーランド人はドイツ人労働者を「駆逐」したというより、農業経営の経営方式の転換によって生まれた新しい労働力需要に適合したに過ぎないのであり、農業労働市場の変質の結果でもあったのである。

しかしこれをもってウェーバーの主張の誤りを指摘するのは早計である。ドイツのポーランド化に対するウェーバーの警鐘は、同時に国民的利害に反した行動をとるユンカーに対する非難でもあったからである。「……大土地所有こそ現在東部地方でもっともいちじるしくポーランド化している分子にはかならないのである。大土地所有がポーランド人と提携して行動せざるをえぬ時機が、いつかやってくるというのは、もはや時間の問題に過ぎない。大土地所有の使用する労働者がポーランド人であるかぎり、民族問題の擁護は大土地所有には究極的に不可能である。……大土地所有は、自己の使用する農業労働者との国民的利害の共同性をまずはじめに失ってしまったのであって、やがてつぎにはそれは敵に屈伏するべきものとなるであろう。」⁶⁾

ウェーバーにとってユンカーの利害が国民的利害と合致していた時代が過ぎ去り、ユンカーが東部ドイツのポーランド化の担い手になったのに対応して、外国籍ポーランド人の導入はプロイセン政府とユンカー層との争点になっていた。当時、プロイセンは東部にポーランド分割で獲得したポーランド人居住地域を抱え、プロイセン政府はこの地域でポーランド人の民族意識を抑圧するためのゲルマン化政策を推進中であり⁷⁾、外国籍ポーランド人労働者を農場経営のために利用する行為はこの政策に水を差す行為と考えられた。ポーランド人の民族意識の高揚によってこの地域がプロイセンの手を離れ、プロイセンとドイツにおけるユンカーの地位が揺るがされるような事態は是非とも避けられなければならないのであった。したがって、外国籍ポーランド人の東部農業地域への導入はユン

4) Kap. 3 参照)。ただしこの転換過程の進行度が地域ごとに異なるため、契約労働者と「自由な」労働者の比率は地域ごとに異なり、1880年代はじめにはボンメルン等の東北プロイセン諸州では2:1で前者が多かったのに対し、シュレジエン・ザクセン州・シュレスヴィヒ＝ホルシュタインでは両者がほぼ同率で存在し、さらにドイツ西部では契約労働者はほぼ消滅する(Kocka [41] S.152-3)。そして後に見るように契約労働者への依存度の少ない地域(したがって上記の転換が進んでいた地域)は同時に季節労働者として周辺地域から多くの労働力を引き寄せていた。

5) Bade [26]。

6) ウェーバー [8] 32頁。ウェーバーの言う「国民的利害」は「『排外主義』の民族政策」(ウェーバー [8] 36-7頁)を求める利己的民族主義とは区別されなければならない。山口氏もこのポーランド人季節労働者の雇用に対するウェーバーの憂慮が結局はユンカーのドイツ国家からの離反に対する憂慮であった点を強調する(山口 [22] 195頁)。そのため筆者はウェーバーの議論を排外主義と解釈する多くの移民研究者の議論(例えばBade [23] S.318f.; 佐藤 [15] 264頁以下)には同意しかねる。またウェーバー自身ユンカー経営の構造転換とポーランド人季節労働者の雇用との間の関連を十分理解していた(ウェーバー [9] 参照)。

7) 経済史に直接関係する政策としては特に東部地域へのドイツ人農民入植政策が知られている(福広 [3] ; 伊藤 [6] ; ヴェーラー [10] 172-7参照)。

カ階層の経済的基盤の維持とプロイセン政府の民族政策という、いずれも国家体制の根幹に関わる基本政策の対立として現れなければならなかった。したがって少なくとも労働者問題に関してはプロイセン政府とユンカー層は一体と考えられてはならず、むしろ両者の相克による外国人労働者受入態勢の形成過程が問題となる。

まずIからIIIまでで外国籍ポーランド人のプロイセンへの導入と受入態勢の整備の過程を検討する。政治的=民族的利害を重視するプロイセン政府がユンカー勢力との闘争と協調を繰り返しながら徐々に農業勢力の経済的利害に譲歩し、外国籍ポーランド人労働者の受入態勢自身が整備されて行く過程が確認できるはずである。これに続いてIVでは、外国籍ポーランド人農業労働者とイタリア人労働者との比較を行ない、外国籍ポーランド人労働者の特殊な地位をさらに明確にする。

I. 外国籍ポーランド人の就労許可

(1) 外国籍ポーランド人の追放と労働力不足

19世紀半以降、海外移民と工業発展は農業地域から急速に労働力を奪っていた。この間に国民経済に占める農業の地位も低下し、就労人口と国民総生産に占める割合で農業は工業の背後に徐々に退いていた。農業の労働力供給は工業部門の景気の影響を強く受けるようになり、好況期には賃金の引き上げを行っても十分な労働力を調達できなかった。また不況期には労働力不足は緩和されたが、工業地域から帰還する労働者によって農村地域へ社会民主党の影響が及び、従来の農村社会秩序が揺るがされるのではないかと恐れられ、工業地域の失業者の農場での就労は歓迎されなかった。

1873年からの工業部門の不況によって農村からの人口流出は減少し農業の労働力不足は緩和されるが、1870年代末に再び労働力不足が現れたプロイセン東部の一部の地域では、ロシア国籍のポーランド人が徐々に労働力として採用されるようになる。外国籍ポーランド人の労働力としての採用が始まるとそれまで労働市場に直接介入するのを憚っていた政府もようやく動き出した。ただし政府にとって問題はあくまで民族政策の障害の除去であり、労働力不足の解消ではなかった。すなわちプロイセン首相ビスマルクは、1885年に外国籍ポーランド人労働者約3～4万人を追放し、東部国境をこれらの労働者に対し

3) ユンカーは19世紀後半に自主的に様々な自助団体（金融支援、農業知識の普及等が目的）を形成し、これが1894年にプロイセン政府によって各地の農業会議所へと統合された。農業会議所は本来政府の農業政策を地方に徹底させる目的を持つ上意下達機関として構想されていたが、そのメンバーはユンカーが依然優勢な郡議会によって選出され、むしろユンカーがプロイセン政府の農業政策に圧力をかけるための機関に転じてしまう。既に国制上正当な地位を失っていたユンカーも農業者団体を通じて直接政府に働きかける経路を確保し、政府に対して一定の自立性を持った職業集団の社会勢力として国政上の影響力を維持し、農業労働力不足問題を政府に強く求めてゆくのである（Henning [36] S.162-3; Puhle [45] 157; 郡議会におけるユンカーの勢力に関しては北住 [13] 86頁以下参照）。

4) ゴルツによれば当時、実際にシュレスヴィヒ=ホルシュタインをはじめとする北ドイツで社会民主党の農村での宣伝活動が農村社会の脅威と感じられ始めていた。しかし危機に曝された農村社会とはゴルツが僕らにおいて「理想的」に現れるという農場領主と従順な農業労働者とから構成される家父長制的農村社会である（Goltz [35] S.105-6, 318f.）。

て全面的に閉鎖し、国境から3マイル内の地域でだけ、個別事情を斟酌した上で外国籍ポーランド人労働者の雇用を認めたのである¹⁰。

当初この政策に対する農業経営者たちの反発は小さかったが、1880年代の後半から甜菜等の中耕作物の普及によって農業の集約化が進み、農業労働の季節性が強まるにつれ事情は変わる。甜菜栽培が盛んなザクセン州では州内では賄い切れない季節労働力をノイマルク・ヒンターポンメルン・ヴェストプロイセン・ボーゼン・シュレジエン等、東部ドイツの広範な地域から引き寄せていた¹¹が、労働者の中には僕婢契約を破って来る者が存在し、ザクセン州の農業経営者が東部地域の農業経営者の非難に曝される場面もあった¹²。さらに甜菜栽培は徐々に東部地域に広がり季節的に大量の労働力を必要とする地域が各地に形成されるようになると、同様の問題が東部プロイセン各地で発生した¹³。

こうして先進的経営を行う農業経営の労働力需要の増大と、工業や先進的農業地域に労働力を奪われる後進的農業地域がともに労働力不足に苦しみ、東部プロイセンの農業経営者の間で外国籍ポーランド人の利用許可を求める声が大きくなった。

「租税・経済改革者同盟」は1889年2月25日に第26回総会で承認された「農業領域における労働者と僕婢の不足に関する決議」をビスマルクに送付した。その決議は強い語調で東部諸州における労働力不足を指摘し、ビスマルクが農業地域の実情調査を行うよう要請した¹⁴。1年後にはヴェストプロイセン農業経営者中央協会の1890年2月26日のビスマルクに対する請願が提出されたが、そこでは「王国政府にとって必要と思われる留保条件の下で夏の間東部国境をロシア領ポーランド出身の例の労働者たちのために開放する」よう懇願されていた¹⁵。

ビスマルクは東部ドイツのポーランド化を妨げようとする政治的=民族的利害と、ユンカー農場の経営基盤を外国人労働力の導入によって支えようとする経済的利害との間で苦悩させられるが、1890年に3月20日に退陣し、この問題の解決は次のカプリヴィ内閣に委ねられた。

(2) プロイセン政府内部での審議

「農場を持たない男Mann ohne Ar und Halm」であるカプリヴィの政権下では、ユンカーに対抗してしだいに勢力を増した工業資本と金融資本が影響力を獲得し、関税・通商政策

10) Nichtweiss [44] S.29-30.

11) Kaerger [39] Kap.III.

12) Kaerger [39] S.1, 37f.

13) 1890年代にはドイツの砂糖生産に占めるザクセン州の割合は4分の1から3分の1程度に低下していたし、またザクセン州の製糖業者の甜菜種子育種事業を通じた他の地域への進出も見られる(Müller [43] S.22; Diestel & Müller [31])。ウェーバーは社会政策学会の農業労働者調査への参加を通じて知った東部プロイセン諸地域の農業経営の水準の地域間格差を発展段階の相違と捉え本質的相違を認めないが(ウェーバー [9])、ともかく本稿が対象とする時期を通じてこの差は所与のものであり労働力需給に影響を与えた重要な要因であった点は確認しておきたい(Bade [23] S.311)。

14) Nichtweiss [44] S.33.

15) Nichtweiss [44] S.33-34.

で彼はこれらの新勢力に歩み寄りユンカーの憎悪を受けるが、農業労働者問題ではユンカー勢力に譲歩する。1890年3月27日にオストプロイセンの農業中央協会の議長から「ロシア人（ロシア国籍のポーランド人；筆者）を一時的にプロイセンで農業経営にとつて十分な期間就労させる許可を求める請願」が提出されると¹⁶、カプリヴィはこれまでの政策を踏襲して、さしあたりこの請願を退けるがこの問題に関する意見を農業大臣バルハッゼンに求めたのである。

1890年4月11日の閣議での農業大臣の報告は¹⁷、東部諸州の農業協会が一致して農業労働者の東部国境の向こうからの導入を求めていると指摘し、民族政策との矛盾を避けるために外国籍ポーランド人労働者を4月から10月までに期間を区切って入国させるよう提案した。内務大臣ヘルフォートは外国人労働者の導入に関する明確な規定を設けるという条件でこれに同調した。しかしこれまでゲルマン化政策で中心的役割を担ってきた文化大臣ゴスラーはこの提案に反対し、既に禁令をかいくぐって多くの農場経営者が外国籍ポーランド人を入国させ労働力として雇用している事実を指摘し、ユンカーの国家への忠誠心を疑い、禁令の徹底を要求した。

禁令の回避は周知の事実であった¹⁸。例えばオッベルン（シュレジエン州）の県知事ビターが州長官ザイデヴィッツに報告した事例によれば、ロシア国籍のポーランド人労働者がある大分農場で就労させられていたが、地方警察が労働者の検査のためにその分農場に到着すると、素早くその労働者は収穫運搬車両の藁の下に隠され、別の分農場に運ばれてしまうという。こうした指摘を重視した内務省は4月11日に東部国境沿いの4州の長官に禁令の厳守を徹底させる命令を出す。

しかし禁令の厳守命令は新たな請願のきっかけになった¹⁹。1890年5月27日にマリーエンヴェルダ（オストプロイセン州）の県知事に当てられた請願書の中で、ある農場所所有者はロシア国籍のポーランド人を数週間の間就労させる許可を求め、デイルシャウ地域では既に非常に多くの外国籍ポーランド人が就労させられていると指摘した。「今回の追放命令ほど厳しい命令がこの州に適用された事例はない」と付け加え、内務大臣宛の報告の中でマリーエンヴェルダの県知事は今年の夏に関しては外国籍ポーランド人の追放を思いとどまるよう懇願しているのである。彼によれば「ゲマインデ・グーツ・アムトの代表者たちすら」自分たちが是非とも必要としている外国人労働者の雇用を断念するよりは、敗れて処罰を受ける方が良いと考えているという。プロイセン政府の思惑とは裏腹に、東部プロイセンの農業地域の末端の行政機構では外国籍ポーランド人に対して既に寛容な態度がとられていたのである。

民族政策上の問題のない外国人労働者の導入も検討されたが、結局適切な労働力源を見つけれなかったプロイセン政府は再び外国籍ポーランド人に目を向け、今度は各州の長官に意見を求めた。1890年9月始めに意見を聴取されたポーゼンとヴェストプロイセン

6) Nichtweiss [44] S.35.

7) Nichtweiss [44] S.36.

8) Nichtweiss [44] S.37.

9) Nichtweiss [44] S.37-38.

の長官によれば²⁰、両州では1889年以来「危機的狀態に達した労働力不足」に関する苦情が農業部門から持ち出されるようになり、その原因は労働力の国内移動と外国籍ポーランド人の就労禁止措置にあると主張された。また「集約的経営への移行を目指す抗し難い衝動」が存在するとともに劣悪な土質の農場だけが昔のままの「ライ麦とジャガイモに依存した経営」に留まり続け、後者は徐々に前者によって高賃金のために労働力を奪われつつあるという。「……ロシア国籍ポーランド人の流入がさらに禁じられるならば……粗放的に経営を行っている農業者がまず崩壊し、次ぎに貨幣賃金を西部で通常支払われている金額ほどには引き上げられないために、集約的経営自身も崩壊してしまうであろう」と報告は結論付けた。

オストプロイセンとシュレジエンの州長官も同趣旨の回答を行っている²¹。オストプロイセン州長官の1890年10月17日の書簡によれば、オストプロイセンでは粗放的経営が優勢であるため季節労働者への大きな需要は存在しないが、インストロイテの不足が深刻である。そのため都市への農村住民の流入を弱めるための都市入場金の引き上げ、農業に有利な保護関税政策、オストプロイセンの農産物に対する安価な鉄道輸送料金の設定が要求された。一方シュレジエン州長官は1890年10月24日の回答で次のように述べている。シュレジエンでは多くの農場経営者が集約的経営への移行を行い、それによって粗放的経営を行っている農業者を危険に曝している。さらにここでは工業の発展が持続的に高賃金によって農業から労働力を奪っている。また西部への移動を経験した労働者は既に社会民主主義に毒されていて彼らを地元にとどめようとするのは好ましくなく、まだ社会民主主義に毒されていない外国籍ポーランド人労働者こそ望ましい。

プロイセン東部諸州の内部では農業の近代化の進展度のばらつきが特に粗放的経営を危険な状態に追い込んでいると同時に、西部の工業地域や大都市への労働者の移動のために農業労働力の絶対数が不足しており、新たな労働力供給源を開発しなければならなかった。しかし既に工業労働の経験を持つ地元労働者の引き留めは望まれないで、外国人労働者の呼び寄せがもっとも望ましい選択肢と考えられていたのである。

(3) 外国籍ポーランド人の入国許可

州長官からの意見聴取とその検討の後、プロイセン政府は1890年11月11日の閣議でまず3年間に限り試行的にロシア国籍ポーランド人労働者を4国境州（オストプロイセン・ヴェストプロイセン・ポーゼン・シュレジエン）に限定して農業と工業での就労のために入国を認める決定を行ない、11月26日に内務大臣は各州長官にロシア国籍ポーランド人の入国許可と監督を行う権限を与えた²²。さらに複数の州長官の提案に基づき、1891年4月18日の命令で国境4州以外のプロイセン諸州でも外国籍ポーランド人労働者に農業に限って就労を許した。

20) Nichtweiss [44] S.40.

21) Nichtweiss [44] S.41-42.

22) Nichtweiss [44] S.43.

これらの外国籍ポーランド人には民族政策の観点から幾つかの規制が課された²³。4州への入国は独身の男性労働者と女性労働者だけに許され、家族での入国は禁じられた。また待機期間が設定され11月15日から4月1日までの期間はプロイセン国内に滞在してはならなかった。この待機期間は後に大土地所有者の要求によって短縮され、1898年には12月1日から3月1日まで、1900年には12月20日から2月1日までになった。

1891年の社会政策学会の農業労働者調査によれば外国人労働者の数は東部4州で特に多く、そのほかにヒンターボンメルンとフォアボンメルンにも多く存在し、孤立分散的にはブランデンブルクとメクレンブルクで存在が確認され、その一方シュレスヴィヒ=ホルシュタインと残りの北ドイツおよび西ドイツおよび南ドイツではほとんど確認されない²⁴。中部ドイツの甜菜栽培地域では、既にロシア国籍ポーランド人労働者が大量に、甜菜栽培のためだけでなく、全ての農業労働に就業させられていた²⁵。

しかし外国籍ポーランド人労働者の導入によって農業の労働力不足が解消されたわけではない。地元の労働者の流出に対して外国人労働者の数はあまりに小さすぎたのである。1891年から1893年までの恐慌期にも東部ドイツの農業者の労働力不足の訴えは絶えなかった。あるヴェストプロイセンの騎士領所有者が1892年2月にベルリンの「日刊展望」紙に書いているところによれば²⁶「今日では冬にも労働者を手放せない。夏に我々のもとにやってくるロシア国籍ポーランド人の労働者の入国が許されなければ耕地上の収穫は腐敗しなければならない。残念ながらこの労働者たちは冬の間に保持が許されていない。……3つの（農業労働者のための；筆者）家族用住居が空きになっている。……全住居の半分が空になっている農場も知っている……。若い労働者は夏には甜菜仕事のために西部に移動するのである」。

1894年1月1日で3年間の試行期間は過ぎたが、外国籍ポーランド人労働者に依存せずに済む手だては見つけられず、カプリヴィの後継者ホーエンローエ=シリングスフェルス侯の下で再び1895年2月に1890年の条件で今度は期限を設けずに外国籍ポーランド人の入国が認められた²⁷。しかし同時に外国籍ポーランド人の管理強化が同時に追求されるようになる。1896年1月3日の内務大臣命令は郡長（ないし都市の市警察官庁）に全ての外国人に関するリストを作り、氏名・身分・宗教・年齢・居住地・国籍・転入・転出の日時・その外国人がやって来た市町村とこれから向かう市町村を記載し、このリストを常に最新の状態におくように命じた²⁸。

23) Nichtweiss [44] S.43.

24) Weber [51] と Frankenstein [34] の各地域の移動労働者 (Wanderarbeiter) に関する項目を参照。外国人労働者がほとんど雇用されていなかった地域ではその原因として西部ドイツでは大農場の欠如、西北ドイツに関してはホイヤーリング (大農に従属する小作人) による安定的な労働力供給が挙げられ (Frankenstein [34] S.220, 263) 、労働力不足と農村社会制度の相違との対応関係が指摘されている。

25) Die Verhältnisse [30] S.484-6; Kaerger [39] 。

26) Nichtweiss [44] S.45.

27) Nichtweiss [44] S.48.

28) Nichtweiss [44] S.49. この調査資料は後にプロイセン政府が極秘に作成した外国人労働者の実態に関する『郡長調査』(Nachweisung über den Zugang, Abgang und Bestand der ausländischen Arbeiter im preussischen Staate) の基礎になる (飯田 [4] 参照) 。

東部のポーランド化の防止は政府、世論を通じて支配的な論調であり、ユンカーもこれを無視できなかった。しかし実際にはユンカーは禁令が存在した時点から既に外国籍ポーランド人を雇用し、最終的には政府にこれを追認させたのである。こうした行為はユンカーの身勝手さに対する批判を招き、例えばウェーバーは自分たちは「労働者を、廉価でさえあればどこからでもすきなところから入手してよい」と言っておきながら他方で「国民がパンをどこからでも安く手に入れようとするのを禁じようとしている」²⁹とユンカーを皮肉ったのである。

II. 募集組織の集権化

(1) 集権化の背景

20世紀に入ってからプロイセン政府のゲルマン化政策は強化され、外国籍ポーランド人の導入もこれまでのように単に行政命令によって個々の職場での就労条件を規定するだけでは不完全であり、政府の外国人労働者政策を積極的に推進する機関の設立が必要だと考えられるようになった。

他方、農業労働力不足は各地の農業会議所の間での農業労働者募集をめぐる競争を激化させていた。特に後進的農業経営が支配的な東部国境州からは中部と西部の農業会議所の委託を受けた斡旋人による農業労働者募集活動への苦情が寄せられていた。オストプロイセンの州長官はブランデンブルクの農業会議所による自己の州内での労働者募集活動に対する抗議を何回かプロイセンの農業大臣に伝えている³⁰。また農業会議所や農場経営者は私的な斡旋人に労働者の調達を委託していたが、労働力不足につけ込んだ彼らの不正にも悩まされていた³¹。

さらにプロイセンの農場経営者とオーストリア＝ハンガリーおよびロシアの農場経営者との間での労働者の奪い合いも無視できない要因になりつつあった。特に、ガリツィアではプロイセンへの労働者の流出によって地元の賃金が上昇傾向にあり、農場経営者たちの労働力不足に対する懸念も大きかった³²。1902年以來ガリツィア政府は自ら労働者仲介を行って「もぐりの」斡旋人を排除し、労働者の移動に一定の制限を課し地元の農業労働者の賃金の上昇傾向に歯止めをかけようとし、1904年に労働者仲介法が成立し外国へ行く（移動労働者の仲介への政府の本格的介入が始めた。

このような状況の下では政府の民族政策が十分に貫徹できないだけでなく、外国人労働者の安定的確保も難しかった。したがって外国人労働者の募集を特定の公的性格を持った機関を通じて行えば政府が外国人労働者の種類（所属民族や出身国）や数を統制できただけではなく、農場経営者たちの利益にも適うはずであった。ただしこの時点ではプロ

²⁹ ウェーバー [8] 32-3頁。

³⁰ Nichtweiss [44] S.76。

³¹ 柴田 [16] (下) 参照。

³² Nichtweiss [44] S.79；ガリツィアはドイツに比べ農業に適する期間が短かったため、農作業が開始される春には多くの労働者がドイツに季節労働に出かけてしまっていた (Schmidt [47] S.178f.)

イセン各地の農業会議所の募集組織の集権化に対する態度は多様であり、特に農業労働者の募集で優位に立っていたブランデンブルクとザクセン州の農業会議所は外国人労働者の仲介を一手に引き受ける集権的機関の設立には非協力的で農業会議所全体の協力は得られなかった³³。

しかし農業会議所の協力が得られなかったにもかかわらず、1902年に極秘にベルリンに外国人労働者の管理のための機関が政府の指導の下に設立された³⁴。その機関はもっぱら外国籍ポーランド人以外の労働者をプロイセンに導入しようとし、そのメンバーとしてオスマルク協会議長のティーダーマンを始めプロイセン政府の民族政策を支持する者が多く加わっていた。この機関は1903年には「ドイツ人移住者およびドイツ人農業者の調達のためのセンター」として農業大臣によって認可される。

しかしこの機関の在外ドイツ人募集活動、フラマン人募集活動、ルテニア人募集活動はいずれも不調に終わる³⁵。1903年7月1日から1904年8月31日までにセンターは182のインスト家族をドイツにもたらしたがそのうち再び38が帰郷し、また223人の季節労働者を調達するがそのうち79人がドイツにとどまらずにすぎず在外ドイツ人をドイツに定着させる試みはほとんど失敗していた。また、ルテニア人募集活動は既に当時「ルテニア民族委員会」と関係を持ち独自に外国人農業労働者の募集を行っていたブランデンブルクなどの農業会議所には自分たちの活動への競争者として現れたという事情もあって不興を買った。またフラマン人は農場経営者が必要とする「安上がりで従順な」労働者ではなく、この労働者を用いようという農場経営者は現れなかった。季節労働者への需要は当時既に数十万人にも及び、大部分が農業会議所と私的な斡旋人によって仲介されていた。農業省の協力要請にもかかわらず、諸農業会議所はこの機関の能力に疑いを持ち、民族政策に奉仕する労働者募集機関に反対し、この機関をむしろ自己の募集活動の妨げと考えていた。

(2) 農業会議所の取り込み

センターの労働者募集活動の失敗を反省し、1904年12月20日の財務省、内務省および農業省の代表者による会議は、今後このセンターにスラブ系労働者の募集も認め、農業会議所と労働力調達を巡る競合関係を立たないようにするため、センターに農業会議所の代表者をメンバーとして参加させ、このセンターが外国人労働者の調達を行い各州の農業会議所はその下位配分を行うという組織の構築を決定した³⁶。また、1905年2月の農業会議所間会議ではプロイセン政府の圧力のもとに外国の季節労働者管理の集権化を支持し、また政府の民族主義的政策への協力のために農業会議所間の協力が必要であると決議する³⁷。

センターは1905年1月31日に改組され、新しい幹部を決め、「ドイツ農業労働者セン

33) Nichtweiss [44] S.78-9.

34) Nichtweiss [44] S.79.

35) Nichtweiss [44] S.85, 92-4.

36) Nichtweiss [44] S.94-5.

37) Nichtweiss [44] S.96.

ター)として再出発した³⁸。幹部になったのは、オストマルク協会の代表者、全ドイツ農業者同盟の代表者、加盟農業会議所の代表者(ブランデンブルクの農業会議所は依然不参加)、「設立者」によって選出されたメンバーであり、さらに票決権を持つ監事会は5人のメンバーから構成され、そのうち3人は農業大臣が任命し、2人はメンバーの会合によって決められた。プロイセン政府の意向が重視される機関ではあったが、徐々に農業労働者募集機関としての機能を整える努力も行われた。

まず1905年には入植委員会との関係がオーストリア=ハンガリー政府の入植委員会のガリツィアでの活動に対する抗議をきっかけとして排除され³⁹、さらに1906年にはルテニア(「ルテニア民族委員会」を通じた)への介入を正式に断念し、少なくとも対外的には民族主義的性格を払拭し、農業労働者の募集のさまたげとなると農業会議所によって批判されていた活動をやめた⁴⁰。「ルテニア民族委員会」は聖職者の支援を受けながらガリツィアの支配階層であるポーランド人に対してルテニア人の民族意識をあおり、ポーランド人の支配からの独立を目指す組織であり、その組織のドイツへの移動労働を鼓舞する呼びかけの中では「ポーランド人の農場での労働をルテニア人民に対する裏切り」と呼び、「ポーランド人大農場所有者の破壊」をドイツへの移動の目的と謳っていた⁴¹。以前のセンターはこの組織のポーランド人への対抗心を利用してドイツへ農業労働者を調達しようとしていたが、この行為は農業会議所にはオーストリアとの外交関係を徒に悪化させ、労働力供給源を狭めるものと考えられていたのである。

しかし新しいセンターも労働力調達ではたいした成果をあげられなかった。農業労働者センターは1906年の労働者の調達を引き受けたが、工業の労働力需要の増大とガリツィア内部での事情のために十分に労働力を調達できず、最終的にはこの年に限ってポーランド人の家族での入国が許される事態にまで至る⁴²。労働力調達の不調を受けて、1906年6月中央にボーゼンで農業会議所の代表者による会議が行われ、再びセンターと農業省に対する不満が吹き出した⁴³。この会議の主流となった論調によれば、農業労働者センターは全く役に立たないのは明らかであり、労働者募集の組織は農業会議所によって行われなければならない。センターはユンカーの利害を直接代表できないし、またこの利害が民族主義的な政策のために危険に曝された恐れもあった。

1906年6月以降、再び農業省を中心とするプロイセン政府と農業会議所とのセンターの存続をめぐる交渉が行われるが、センターをあくまで存続させ外国人労働者の管理を行おうとする政府と農業会議所による自前の労働者調達を主張する農業会議所、特にブランデンブルク・シュレジエン・ザクセンの会議所との間の溝は埋まらなかった。政府はセンターが今後も政府の支援の下に存在するべきであり、この組織は最終的には国境地域の地方警察と協力して全移動労働者の監視と彼らの一元的登録を引き受け、それを通じて仲介

38) Nichtweiss [44] S.97.

39) Nichtweiss [44] S.97.

40) Nichtweiss [44] S.98.

41) Nichtweiss [44] S.99f..

42) Nichtweiss [44] S.102-3.

43) Nichtweiss [44] S.107.

業務の大部分を引き受け、ポーランド人を抑制し、不正な幹旋人と戦うべきものであると決定し、1907年には外国人の登録の独占をこのセンターに任せるつもりであると農業会議所に通告した⁴⁴。農業会議所はセンターの労働力調達能力に依然として疑いを持っているが、政府は農業会議所に民族政策への忠誠心を問いただし、強引に農業会議所を新しいセンターに取り込んだ。

1907年8月23日に新しい定款に基づき農業労働者センターがベルリンに本部をおく財団法人として再建され、幹部にはこれまで同様、オストマルク協会等の民族主義的団体のメンバーと農業会議所の代表者たち、さらに工業経営者やその団体が参加した⁴⁵。さらに監査委員会の議長およびその幹旋人は農業大臣によって任命され、プロイセンの農業大臣、商工業大臣、内務大臣、財務大臣は構成員の集会和監査委員会の会議に代理人を通じて参加する権利を持ち、しかもこの代理人は会議で勧告的発言ができた。民間団体としての外観を保ちながらも実際には政府の発言力が強められ、センターは事実上政府の一機関になったのである。また政府は民族主義者をセンターのメンバーに据え、労働力市場における民族政策の遂行というこれまでの方針を維持し、面目を保ったのである。しかし再編成されたセンターの自己報告によれば、それは1906/07年には31,424人、1907/08年には54,880人の外国人労働者を調達し、その一方国内への入植のための在外ドイツ人の調達は1905年4月1日から1906年5月18日までの120家族を最後に断念し、農業会議所の労働力不足改善の要求にも配慮を行ない、労働者調達機関としても以前に比べれば成果を上げるようになったのである⁴⁶。

(3) 民間機関としてのセンター

プロイセン政府はセンターへのてこ入れを行ない、この機関を事実上政府の一機関にするが、それでもこの機関にあくまで民間機関の外観を持たせようとしている。

センターに民間組織の形態をとらせ続けた第一の理由は、ゲルマン化政策を遂行中のプロイセン政府がこの政策に抵触する恐れのある外国人労働者の導入に関わり世論や議会を刺激する恐れがあり、また外国人労働者の募集のための支援が農業経営者に対する優遇措置として社会民主党と工業資本の反発を招く恐れがあったためである。例えば、1907会計年度に農業大臣はセンターへの12,000マルクの補助金を財務大臣に依頼するさいに、「利用目的は農業労働者センターの民族政策的目的のために公の説明とプロイセン議会で審議には適していないので」農業省の自由裁量資金の増額として提供するように求めた⁴⁷。さらに外国への配慮も重要な理由である。外国籍ポーランド人のプロイセンにおける状態は東部地域の農業労働者の特殊な地位に対応して、あるいはそれ以上に厳しい監視体制の下におかれるが、それは外国人のプロイセン国内での自由な往来や通商行為を保証する幾つかの国際条約に反している恐れがあった。特に1907年に後に見る外国人労働者に対

44) Nichtweiss [44] S.110.

45) Nichtweiss [44] S.111-2.

46) Nichtweiss [44] S.113.

47) Nichtweiss [44] S.110.

する国内登録制度が導入された時には、実際この制度の導入がドイツ＝オーストリア通商条約（1891年）に対する1905年の補足条約に違反しているという疑念がオーストリア政府によって持ち出された⁴⁸。この条約の第6条によれば、オーストリア人とハンガリー人のドイツにおける法的・経済的地位を根本的に変更する重大な処置はこの条項の中で予定されているオーストリア政府との合意がなければ行われなければならないのである。この疑義に対してプロイセン政府は農業労働者センターは「ドイツの農業者の私的な組織」であると主張する。政府はまた、ドイツ＝オーストリア通商条約の諸規定に基づいてプロイセンにおけるオーストリア人労働者の特異な扱いに対する抗議を持ち出す権限はないと宣言する。なぜならそれは商業と営業に関して国内人と外国人との平等を確認しているに過ぎないからである。

その一方、ポーランド人労働者の獲得を巡って競合関係にある国々を刺激するのは得策ではないため、センターが「決して経営者の利害を一方向的に代表しているわけではなく、……ドイツにやってくる外国人労働者の利益」をも代表しており、外国人労働者保護の機能をも備えているとまでプロイセン政府は主張していた⁴⁹。

III. 国内登録制度の導入

（1）国内登録制度の導入の背景

センターの機構整備の締めくくりは外国人労働者に対する国内登録制度の導入である。農場経営者は当時外国人労働者を始めとする農業労働者の契約破りに悩まされていた。農業労働者の不足および西部や都市に農業以外の職場が豊富に存在するという状況の中では農場以外の職場を見つけるのは外国人労働者にとっても困難ではなかったため、農場での扱いに不満を持つ労働者が逃亡するもの稀ではなかった⁵⁰。

契約破りを防止するために、農場経営者たちは、労働者をより強く従属させるための新たな立法措置を求め続けた。実際、そのような新たな立法措置はメクレンブルクをはじめとするドイツの他の諸邦では既に行われていたし、プロイセンでも1889年のライン＝ヴェストファーレン鉱山労働者の大規模なストライキの後には帝国議会での決定によって鉱工業労働者に対するストライキ扇動者に刑事罰を与える立法が成立し、鉱工業労働者に対する規制の強化は行われたのである⁵¹。

しかしながら、農業労働者に対する立法による規制の強化はプロイセン政府やユンカーの思い通りには進められなかった。鉱工業労働者へのストライキ禁止立法に引き続き、「農業労働関係の違法な解消に関する帝国法」によって契約破りを刑事罰の対象にする可

48) Nichtweiss [44] S.187-8.

49) Nichtweiss [44] S.97.

50) ザクセン州は甜菜栽培に従事する女性外国人労働者の割合が大きかったにもかかわらず（3分の2）契約破りでは1907-09年には農場外での就労の機会が多い男性が半分以上を占めていた（Schmidt [47] S.162）。

51) Nichtweiss [44] S.131.

能性も帝国政府部内で検討されたが、結局日の目を見なかった⁵²。その理由は帝国内務大臣フォン=ベトリヒェルによれば、その種の法案の提出は帝国議会では農業における労働関係・労働時間・賃金・日曜労働等に関する好ましくぬ議論を呼び起こす恐れがあり、また農業労働関係が完全に鉱工業を手本にして規制されるべきであるという要求（農業労働者の例外的地位の排除要求）が進歩的勢力によって呼び起こされる恐れがあり、ユニオンの既得権を危険に曝す可能性が存在した点にあった。

しかし契約破りは深刻な規模にまで広まり、シュトイエンティンはボンメルンに関して1906年と1907年にロシア=ポーランド人の場合に総平均で13.5%から15.4%、ガリツィア=ポーランド人の場合には20.9%から23.5%と報告している⁵³。

こうした状況を踏まえ政府による契約破りの取り締まりのための何らかの措置を求める農業会議所等の要求は強まる一方であった。一方、センターの業務報告も「統一的な……国内証明書を全ての外国人に導入」すれば確実に労働者に「治癒的効果」が及ぼされ、「引き受けられた義務を軽率にあるいは悪意をもって遵守しない傾向」が抑制されると主張していた⁵⁴。議会での公開の審議を要する立法の道で達成できない事柄はセンターを通じて追求するほかない。最終的にセンターの機能の拡充の一環として1907年12月21日の内務大臣の州政府あての回状命令によって、1908年2月1日以降東部国境を越えてやって来る外国人労働者に対する国内登録制度が導入され、外国人労働者の移動を完全にセンターを通じて管理する体制が形成された。さらに1年後にはこの制度はプロイセンにやって来るあらゆる外国人労働者を対象とするものに改められる。

(2) 国内登録制度の内容

国内登録制度の核心は国内で就労させられる全ての外国人労働者にドイツで発行された国内身分証明書を携帯させ国内での管理を容易にする点にあった⁵⁵。新しい国内身分証明書は雇主の名で発行され、職場もこの国内身分証明書に記載される。労働者は国内身分証明書が雇用者の協力によって「書き換え」られた場合にだけ職場を変えられるようになった。「契約破り」労働者は合法的「書き換え」が行われなため、発見された場合には直ちに国外追放される。国内身分証明書は外国人労働者の出身国と帰属する民族別を直ちに認識できるようにするため色分けされ、ポーランド人労働者の証明書は赤色であった。カードは一年間だけ有効で、ポーランド人に関しては待機期間との関連で12月20日まで限り有効とされた。

さらにこの制度はセンターと警察との間の密接な関係の成立を予定していた⁵⁶。センターの職員は外国人労働者の登録時に同時に国内身分証明書と同じ色の二枚の管理カードを作成する。管理カードの1枚は警察に提出され警察がそれを管理し、もう1枚は登録事

⁵² Nichtweiss [44] S.131.

⁵³ Stojentin [49] S.32.

⁵⁴ Nichtweiss [44] S.136.

⁵⁵ Nichtweiss [44] S.138-9.

⁵⁶ Nichtweiss [44] S.139-40.

務所からベルリンのセンターに送付されそこで管理された。こうしたカード管理によって労働者が「契約破り」後に第二の国内身分証明書を発行させていないかどうかを調査できるのである。

また、この制度は警察と裁判の調査の支援にも役立てられた⁵⁷。センターは、警察と裁判所の求めに応じて必要な情報を登録簿の中から提供するよう命じられていた。その上、センターは「プロイセン中央=警察新聞」と「ドイツ捜査新聞」の中に記載されている手配中の犯罪者に関して登録簿に基づいて調査を行ない、結果を公示を行っている官庁に知らせる義務があった。また、契約破りの被害にあった雇主は、契約破りを犯した労働者に関して正確な情報を直ちにベルリンの中央警察新聞の編集部に連絡する義務があった。この新聞に掲載された労働者の情報は農業労働者センターの登録所と国境事務所、農業労働者センター自身が契約破りを行った労働者の再登録を回避するために利用された。

このような大規模業務の遂行のためにはセンターの管理組織の拡充が必要であった⁵⁸。強制登録に関する命令が現れる1907年の末に、センターは17の国境事務所をプロイセンの東部国境に、一つの営業所をギュストロウに持っていた。翌年以降、さらに追加的な事務所が東部、北部、西部の国境に設置された。1914年にはそれは50の出先機関、すなわち国境事務所を東部に32、北部に3、西部に3、さらに3つの通関所と5つの営業所を国内に持ち、2つの出張所を外国に持った。1909/10業務年度にはセンターは既に486人の職員と466人の補助職員とを持ち、ベルリンの中央カードは55人の職員によって管理されていた。こうした大がかりな組織によって遺漏なき国内身分証明書発行が追求されたのである。

センターの活動の重心は国内登録制度の導入以降には労働者募集よりも登録業務に移った。外国人労働者のうち登録された者は表1の通りである。依然としてセンターの関与を受けない労働者も多数存在が、表1の数値はこれまでセンターが関与した農業労働者の数に比較すれば進歩と言わなければならない。国内登録制度の導入によってセンターは全外国人労働者の一元的監視機関としての体裁を整えたのである。

表1：国内登録制度の効果

業務年度	被登録労働者数	右の内被仲介労働者
1908/09	539,348	60,255
1909/10	642,933	66,210
1910/11	696,025	66,927
1911/12	729,575	70,726

典拠：Nichtweiss [44] S.142-3.

(3) 国内登録制度の欠陥

⁵⁷) Nichtweiss [44] S.140.

⁵⁸) Nichtweiss [44] S.142.

登録強制によって少なくとも理論上は契約違反の著しい減少、すなわち外国人労働者の完全な支配を約束されたプロイセンの農場経営者たちはこの制度を歓迎した。しかしそれは十分ではなかった。まず第一に、外国人労働者たちがプロイセンで国内登録制度に服するとしても、プロイセン以外の邦へ逃亡するという手段が残されていたのである。ドイツ農業者同盟の第26回総会は1908年2月に、ドイツの他の邦政府にも強制登録制度を導入させるよう請願する決議を行なった⁵⁹。プロイセンから追放された労働者たちが別の連邦構成邦へと抜け出す大きな穴を埋めようというのである。

移動労働者によるプロイセンの規制の回避の手段として、容易に考えられるのはメクレンブルクへの越境である。多くの労働者がプロイセンの「待機期間」の始まる前に冬刈取人として両メクレンブルク大公国へ移動した。メクレンブルクの国法は契約破りを行った労働者を警察によって雇主のもとへ帰還させるとしていたが、プロイセン政府はあくまで国外追放を要求した。けれどもメクレンブルク政府は自領のユンカーの利害においてこの要求を拒否した。例えばメクレンブルク=シュヴェーリンの内務省はポツダムの県知事に1900年8月3日に次ぎのような考えを伝えた。「収穫の最中という時期にこのような決定を行うならば、大公国の農業労働関係にとって、事情によっては、極めて不利で、その実践的な影響において、個々の事例を越えて広がる重要性を持つかも知れないのである」⁶⁰。プロイセン同様に労働力不足に苦しめられていたメクレンブルクでは自国の農場所有者たちの不同意が恐れられなければならなかったのである。

メクレンブルクに限らずドイツのあらゆる邦との交渉が行われるが、その結果プロイセンの措置を完全に受け入れたのはザクセン王国・ブラウンシュヴァイク・ザクセン=マイニンゲンに過ぎなかった⁶¹。外国出身のポーランド人農業・森林労働者に対する登録強制と待機期間だけを受け入れたのはザクセン=ワイマール・ザクセン=アンハルト・シュヴァルツブルク=ゾンダーハウゼン・シュヴァルツブルク=レドルシュタット・ロイス=ユングレ=リーニエ・リッペ=アトモルト・ヴァルデック=ピュルモント・ロイス=エルテレ=リーニエ（強制登録は農業労働者だけ）。登録強制だけを導入したのは両メクレンブルク・オルデンブルク・アンハルト・シャウムブルク=リッペ・リュベック・エルザス=ロートリンゲン。バーデンでは登録強制は行われなかったが、プロイセンと同じ滞在制限が行われた。バイエルン・ヴュルテンブルク・ヘッセン=ダルムシュタット・ハンブルク・プレーメン・ザクセン=コーブルク=ゴータでは滞在制限も登録強制も行われず、たいていはセンターの国内身分証明書が十分な身分証明書として受け入れられた。結局のところプロイセン以外の邦への外国籍ポーランド人監視制度導入は不調に終わったのである。

さらにプロイセン国内でも外国人労働者が国内身分証明書を携帯していない、あるいは期限が切れていた場合に警察がとった手段は非常に限定的であり、深刻な農業労働力不足という状況の下では直ちに追放される可能性もあまりなかったし、そのような処置は農場経営者の望むところでもなかった。

結局のところ労働力の絶対的不足という状況下では外国人労働者管理のための規定を完

59) Nichtweiss [44] S.144.

60) Nichtweiss [44] S.144.

61) Nichtweiss [44] S.147.

全に実施するのは不可能であった。プロイセン政府のもっぱら民族政策に力点をおく外国人労働者政策は結局不十分にしか成果を上げられなかった。むしろ、プロイセン政府は民族政策のために農業労働力不足への効果的対策を独自に打ち出せないで、農場経営者の要求に譲歩を繰り返しながら、農場経営者の望む外国人就労制度を形成するという姿勢が目立つ。特に、外国人労働者に対する規制の運用面では労働力不足という現実への妥協が目立ち、これらの規制は結局ユンカーが自分の意に沿わない外国人労働者を処分するための手段として最も効果を発揮するのである。

VI. 外国籍ポーランド人とイタリア人労働者との比較

(1) 地域および職業的分布

外国籍ポーランド人労働者とイタリア人労働者は彼らが就労していた地域と職業部門に関して特徴的な相違を示している。表2はいわゆる『郡長報告』に基づいてプロイセンにおける両民族の流入数の地域的分布を示したものである。これによればポーランド人は主として東部プロイセンの農業州に分布しているのに対し、イタリア人は圧倒的にウェストファーレンとラインラントという西部の主要な工業州に分布している。特に、ヴェストプロイセンやオストプロイセンなどの国境州では外国人労働者の大半がポーランド人労働者である。シュレジエンは鉱山業で働く外国人労働者の多くを隣接するオーストリア＝ハンガリーから導入していたが、ここからはポーランド人以外にも約5万人のルテニア人など多様な外国人労働者を採用していたため、ポーランド人の割合はそれほど高くない⁶²。一方3万人もの外国人労働者を抱えたベルリン市ではポーランド人の割合は1割にも満たず、外国籍ポーランド人の就労先をプロイセン東部では工業と農業、中部・西部では農業に限定していた政府の方針の一定の成果が伺える⁶³。

62) Bade [25] S.238-40.

63) プロイセン西部地域の外国籍ポーランド人は運河建設などの公共事業のために特別に許可を受けて採用されていたものが多い (Bade [24] S.116-7)。

表2：外国人労働者の分布（プロイセン）

就労地域	ポーランド人		イタリア	全外国人労働者
	ロシア	オーストリア		
オストプロイセン	16,800	391	7	24,849
ヴェストプロイセン	13,688	1,333	99	17,972
ベルリン	367	1,070	1,413	30,956
ブランデンブルク	30,470	3,372	1,163	62,418
ボンメルン	31,183	3,144	100	43,095
ポーゼン	13,391	2,390	92	25,046
シュレジエン	17,798	42,780	2,297	161,515
ザクセン州	43,973	7,410	1,823	71,165
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン	6,418	1,463	2,229	40,102
ハノーファー	13,071	4,410	2,838	49,218
ウェストファーレン	2,577	2,317	36,945	133,338
ヘッセ=ナッサウ	4,363	288	4,302	22,218
ラインラント	5,005	932	64,987	233,490
ホーエンツォレルン	0	2	466	622
出身国別合計	199,104	71,302	118,761	916,004

出典：Bade [25] S.236-244.

イタリア人労働者はドイツでは主として西部と南部に分布していた。1910年にはブリチギー-シマーによれば104,404人のイタリア人労働者がドイツ国内に入国したがそのうち30.1%がエルザス=ロートリンゲン、10.9%がバイエルン、6.6%がヴュルテンベルク、20.3%がラインラント、10.3%がウェストファーレンに分布していた⁶⁴。民族政策上の問題を引き起こす恐れの小さいイタリア人労働者をプロイセン東部地域に導入する試みも存在したが、センターのイタリアでの募集活動の失敗、労働者の旅費の高さ、賃金要求の高さなどのために農場経営者たちの同意を得るまでには至らなかった。またイタリアでは東部プロイセンの労働関係に関する疑念が持たれ東部プロイセンの評判は芳しくなかった。社会民主党系の新聞「ハンブルクのこだま」はこれを「オストエルベはイタリア人労働者にとってさえ非常に劣悪」と揶揄した⁶⁵。

64) Britschgi-Schimmer [29] S.38.

65) Nichtweiss [44] S.62.

表3：外国人労働者の就労先

職業	オーストリア人	ロシア人	イタリア人	全外国人労働者
農業・林業	24.1	70.7	0.7	31
工業・手工業	59.7	20.5	94.5	3.8
商業・運輸業	9.5	4.5	3.5	52.7
その他	6.7	4.3	1.3	12.5

典拠：Statistik [48] Bd.210/1, S.2-21 & Bd.211, S.178-87.

地理的分布から得られる印象はさらに外国人労働者の職業上の分布によって補足される。表3によればロシア出身の外国人労働者は大部分が農業に就労していたのに対し、イタリア人の場合には9割以上が鉱工業・手工業分野に就労している。オーストリア＝ハンガリー出身の労働者は特にシュレジエンの鉱山業へのルテニア人の就労のために鉱工業・手工業部門への就労者の割合が大きくなっている。さらに鉱工業部門内部での就労先を表4によってみるなら、イタリア人は特に建設業への就労者の割合が大きい。

表4：鉱工業に就労した外国人労働者の就労先

出身国	建設業	鉱山業	石土資材製造	繊維	合計
オーストリア	19.7	18.0	12.0	14.5	64.2
ロシア	30.5	14.2	25.6	4.8	75.1
イタリア	47.5	19.0	25.1	3.7	95.3
全外国人労働者	28.4	17.5	15.7	10.6	72.2

典拠：Statistik [48] Bd.211, S.180.

こうした相違の要因は各外国人労働者の本国での職業的背景の相違である。ロシアやオーストリア＝ハンガリーの労働者が郷里では大部分が農業に携わっていたのに対し、イタリア人労働者はイタリアの中でも比較的工業化の進んだ北イタリアの出身者が多かったのである。ヤツィーニによれば1913年にはヨーロッパへの移動のための身分証明書が313,023通発行され、そのうち81,947がドイツへの移動のためのものであった。そのうち43,082通はヴェニス出身者、11,210通はロンバルディア出身者に対して発行されたのに対し、南部諸州ではほとんど発行されていない⁶⁶。また南ドイツはイタリアと同様にカトリック信仰の地域であり、さらにイタリア人労働者が最も多く存在したエルザス＝ロートリンゲン地域はドイツの中で最もラテン系文化が浸透していた地域であり、これらの地域にはイタリア人労働者にとって最も親しみの持てる環境が存在したのではなからうか。

66) Jacini [38] S.127；イタリア人移民ではむしろ南部からの海外移民の方が有名であり、ヨーロッパへの移民との相違を明確にするためにはイタリアの地帯構造についてのより深い理解が必要であろう（北村 [14] 参照）。

(2) 法的地位と社会的状況

主として南ドイツと西ドイツで就労していたイタリア人にとってプロイセン政府の外国人労働者規制はほとんど関係なかった。プロイセン政府の要求にもかかわらず、南ドイツ諸邦はプロイセンの国内登録制度をはじめとする制度の導入を拒んでいた。またラインラントやヴェストファーレン州で働くイタリア人労働者にとって問題になるのは登録強制だけであり、彼らが継続的にプロイセン国内で働くのを妨げるような制度は存在しなかった。彼らは家族を連れてプロイセン国内に入国でき、冬の間も就労でき、複数年にわたる労働契約の締結も可能であり、独身のイタリア人労働者が地元のドイツ人と結婚してもならざしつかえなかった。

また法制度上彼らはドイツ人労働者と同等の権利を主張でき、イタリアとドイツとの間の良好な外交関係のためにドイツ人労働者とほぼ同等の社会保障制度の恩恵を受けられた。帝国保険条例は疾病保険に関しては外国人とドイツ人をほぼ同等に扱っていたが、災害保険、傷害保険、遺族保険に関しては受給権者のドイツ国内への定住を年金受け取りの条件として定め、帰国した外国人の受給権を制限していたが、ドイツと社会保険に関する相互条約を結んでいた国の出身者に対しては帰国後の保障も行われ、イタリア人労働者もこの相互条約の恩恵を受けられたのである⁶⁷。その一方保険条例の第1233条によれば帝国参議院は、官庁が国内滞在期間を特に限定している外国人を保険の対象外とできると定め、さらにその規定の施行法の第104条では林業と農業で働く外国人労働者を障害保険の対象外と定めていた⁶⁸。これらの規定は外国籍ポーランド人を傷害保険から排除する目的を持っていた。

社会保険の領域に限らず、東部農業地域におけるポーランド人農業労働者の法的地位はかなり不安定であった。そもそも地元の農業労働者が法的にほとんど完全な無権利状態におかれ、プロイセンの統治機構がユンカーの意向にしたがって行動し、それどころか末端の地方統治機構はユンカーみずからが掌握しているという状況の下で外国籍ポーランド人労働者がどのような扱いを受けるかを次の事例は明瞭に示している⁶⁹。

グリメン郡（フォアボンメルン）の王領地ゼーゲバーデハウで1908年9月に25人のハンガリー人労働者が経営者であるフレミングによって賃金から契約書に記されていない担保金を徴収されたのに反発して労働を放棄した。フレミングが自分の持つ契約書には担保金の規定が存在すると主張し、労働者の持つ契約書には写しを作成した者の手違いでその記述がないだけであると主張した。結局、地方警察の勧告にしたがって、労働者頭とトットという一人の労働者がシュテッティンの農業会議所に存在する契約書の第三の写しを確認しに行った。ところが、トットはフレミングの申請に基づいて農業会議所からの帰還の途中で「疑わしい」外国人として逮捕され、グリメンの警察拘留所に連行されようとした。この行為に対して仲間の労働者たちは彼を解放し、自分たちの契約書類と担保金を取り戻そうとして暴力沙汰に及んだ。警察の報告書によれば「労働者たちは不平を言いなが

67) Becker [28] S.27.

68) Becker [28] S.28.

69) Nichtweiss [44] S.237-8.

ら雇主の家に近づき……私を脅迫するような態度を取ったので……私は労働者たちを武器の使用をちらつかせながら脅し、平和的な闘争を行ない、農場経営者の屋敷を立ち去るよう要求した。……二回目の要求の後で労働者たちはその場を離れ、私は彼らが屋敷を離れてしまうまで彼らの後を追った。逃亡を恐れて、私はトットを拘束具で束縛し、農場所有者の息子のハンスに私が公務を行っている間の監視を任せた……」。結局、労働者たちは担保として控除された金額を失い、トットは国外追放処分を受けた。

外国籍ポーランド人の監視は一定の規範にしたがって行われているはずであるが、実際には警察や諸官庁は常に農場経営者の側に立ち、もっぱら農場経営者の証言に基づいて行動し、外国人労働者の権利の保護は期待できなかつた。農場経営者の手に負えない外国人労働者はいわば「民族的に危険な」労働者としての扱いを受け、政府の民族政策を利用して雇用者の意にそぐわない外国人労働者の処分を自由に行へたのである。

イタリア人はポーランド人労働者とは異なり1年を越える長期的滞在が許されていたため、ドイツでの労働の間に蓄積した資金をもとに独立的営業を営む可能性が与えられていた。イタリアからやって来た労働者の中でも特に石工、煉瓦工、タイル職人はその約半数が本国で訓練を受けた熟練工で、彼らの多くは非熟練労働を好まず、独立の機会を伺いまたその能力を備えていた。バーデンの営業監督官が報告しているところによれば1911年に既に多数のイタリア人石切り経営および採石所経営がバーデンオーヘュルン、ビュール、オーバーキルヒ、トリベルクなどの郡に存在したという⁷⁰。またこのほかにもアイスクリーム売り、レストラン経営者、カフェの経営者、靴作り人、両替商、小銀行家、果物商、イタリア特産物商人など豊かとは言えないが、独立した営業を行うイタリア人は多く存在した⁷¹。

しかしながらイタリア人労働者の3分の2以上はあくまで季節労働者であり、ポーランド人と同様、ドイツ国内での上昇の機会を利用できなかった。鉱山業には「言語条例」が存在し、法的にはドイツ人労働者と同等のはずのイタリア人労働者もドイツ語を話せない限り労働者として上昇できなかった⁷²。「ロートリンゲンヤルクセンブルクの工場ではイタリア人が高度な仕事のために引き寄せられていたのに対し、このような事例はラインラントでは稀であった」という⁷³。このような事情も彼らのエルザス=ロートリンゲンへの集中をもたらしたのではなからうか。

また、ポーランド人であれイタリア人であれ移動労働者にとって労働の主たる目的は郷里に持って帰る賃金であり、そのため多少の労働条件の悪さを甘受する用意があった点も考慮されるべきであろう。特に雇主が用意する住居のひどさはポーランド人でもイタリア人でも変わらなかったし、これが彼らの移動労働への意欲をさいたわけでもなかった。イタリア人労働者のドイツでの住居に関する例がノイエツァイト紙の記事の中に取り上げられている。「……かなり大きな煉瓦工場ではイタリア人労働者のための宿泊施設として嵐や天候の影響をもちに受ける納屋が使用されていた。ベッドは10から12個の箱、縦1.5

70) Schäfer [46] S.204.

71) Waltershausen [50] S.21.

72) Fabbro [32] S.220.

73) Fabbro [32] S.220.

メートル横2.0メートルの広さ、敷き詰められた藁といった構成であった。亜麻製のシートと毛布は与えられておらず、それらは労働者が自分で調達しなければならなかった。洗濯用施設は全く欠如していた。……部屋全体は火事の恐れが大きく、火事が起こった場合には脱出は困難であろう。」⁷⁴。

(3) 労働組合の態度

労働者が無権利状態におかれていた東部ドイツの農業地域では外国人労働者に対するドイツ人労働者の組織的活動はほとんど考えられなかったが、西部では労働組合にとって外国人労働者は無視できない存在であった。国内移動によってドイツ人労働者が鉱工業地域や大都市に集中したとはいえ、彼らも望み通りの職に必ずありつけないわけではなく、特に不況時には多くのドイツ人労働者が失業の憂き目にあっており、彼らにとっては多少の悪条件も厭わずに職を求める外国人労働者は脅威であり、自分たちの職場を守るための積極的活動が必要とされたのである。

社会民主党はプロイセン議会で外国人労働者全般に対する登録強制制度の導入を国際条約に反するものとして非難するが⁷⁵、これは外国人労働者をドイツ人労働者と同じ条件で雇用させ、外国人労働者を賃金抑制者にしないよう求めているのであり、その主たる対象はやはり工業地域で働く外国人労働者であった。

一方、自由主義的労働組合は政府に対して公共事業への外国人労働者の導入を断念するよう強く要求した。ドイツ人労働者は外国人とは異なり「国家」に対して納税や兵役などの重い負担を担っており、公共建設事業はドイツ労働者の税金によって賄われているのであり、納税者が職を求めるなら、そこでの就労は拒まれるべきではないというのである⁷⁶。しかし政府は一方では東部農業地域の農場経営者には農業労働力の離村を防ぐために反対にこれらの事業に外国人を用いるよう求められていたし、労働者の費用の点でも安上がりな外国人労働力は捨て難かった。プロイセンの公共事業大臣は1907年4月7日にプロイセン議会で、北海＝バルト海＝運河建設事業（1907～13年）に関連して、国家の事業では農業の労働力不足に配慮して、政府は事業を請け負う「企業家たちが……大規模に外国人を調達するように影響力を発揮するべきである」とし、ドイツ人よりも外国人労働者を優先的に雇用する方針を公に認めた⁷⁷。

西部での外国人労働者の雇用はいわゆる民族政策からは自由であり、政府ももっぱら経済合理的に行動できた。むしろここでは彼らの雇用によって危険に曝されたのは地元ドイツ人労働者の雇用の可能性と就労条件であったが、それは政府の考慮の外にあり、また労働組合の対抗行動もほとんど効果がなかった。

プロイセン東部の農業労働を行うポーランド人がユンカーの意向に左右される不安定な

74) Fabbro [32] S.224.

75) Nichtweiss [44] S.166.

76) Forberg [33] S.73.

77) Forberg [33] S.75.

地位におかれたのに対し、西部のイタリア人は少なくとも法制度上は彼らの就労を妨げる障害は存在しなかった。このためイタリア人労働者にはドイツに定住し独立的営業を行う機会が与えられ、ポーランド人の場合よりもより大きな収入を獲得する機会が存在した。しかしイタリア人労働者にも就労上の困難が全く存在しなかったわけではなく、外国人労働者に対する偏見のために熟練を要する仕事への上昇の機会は限定されていたし、ドイツ人労働者との関係から就労上の困難が生じる事例もあった。ポーランド人労働者とイタリア人労働者は多くの類似性を持っていたが、両者は基本的には全く異なる原理と利害に従ってドイツに受け入れられていたため、イタリア人はポーランド人に対して相対的には優遇された外国人労働者であったのである。

むすびにかえて

19世紀末の農業労働力不足をきっかけとして始まる外国人農業労働者の導入は、プロイセン政府の方針によって「厳格な」ポーランド人監視体制の外観の下に行われたが、その実態はユンカーの意向に妥協した外国籍ポーランド人労働者抑圧機構の形成であった。プロイセン政府の民族政策にもかかわらず、ユンカーは外国籍ポーランド人の労働力としての確保に成功し、センターやプロイセンの行政機構を通じてこれらの労働者を管理する手段も手に入れた。ユンカーはこれによって従来の家父長制的関係に支配された農村社会構造に大きな変化をもたらさず、ユンカー経営の変化に適合した安価な季節労働者を、季節労働者の募集と管理にあたる仲介者を通じた不熟練労働者の外注によって確保できた⁷⁸。こうして政府の保護を引き出した農業利害は東部プロイセンでは依然として特権階級であり、この保護によって既存の権威主義的政治権力の伝統はさらに温存されるのである⁷⁹。プロイセン政府の民族主義的外国人労働者政策は十分な成果をあげられなかったが、この政策によって外国人労働力市場は就業地別・雇用部門別・出身民族別に分断され、外国人労働者の地位も多様化した。第二帝政期の経済発展と構造変化を支えた労働力調達手段は、こうした外国人労働者のドイツ社会における多様性の認識なしには理解できないのである。

78) プロイセン政府は国家に対して一定の自立性を持った社会勢力として再編されたユンカーの利害を政府自身の利害およびそのほかの社会勢力の利害との間での調整を行って実現した。農業会議所の形成とその行動は「反民主的多元主義」を特徴としたヴィルヘルム期の政治体制を象徴するものでもあった（ヴェーラー [10] 137頁以下）。

79) ヴェーラー [11] 64頁。

参考文献

- [1] W.アーベル『農業恐慌と景気循環。中世中期以来の中欧農業及び人口扶養経済の歴史』寺尾 誠訳，未来社，1986年（復刻版）。
- [2] 東 敏夫「東部ドイツ農業労働者の性格。十九世紀末から二〇世紀初頭にかけての分析」茨城大学『政経学会雑誌』14・15（1964）。
- [3] 飯田収治「帝政ドイツにおける外国人農業労働者とその受け入れの構造。ドイツ農業労働者中央斡旋所を中心に」大阪市立大学『人文研究』39-11（1987）。
- [4] 飯田収治「帝政期ドイツの外国人労働者統計資料について」大阪市立大学『人文研究』41-10（1989）。
- [5] 飯田収治「帝政ドイツにおける『外国人移動労働者』問題。『駆逐競争』か『人手不足』か」大阪市立大学『人文研究』46-11（1989）。
- [6] 伊藤貞良『異郷と故郷』東京大学出版会，1987年。
- [7] M.ウエーバー『国民国家と経済政策』田中真晴訳，未来社，1959年。
- [8] M.ウエーバー『農業労働制度』山口和男訳，未来社，1959年）。
- [9] M.ウエーバー「東エルベ農業労働者の状態における発展傾向」（一），（二）大藪輝雄，吉矢友彦訳『立命館経済学』13-4，13-5（1964）
- [10] H.-U.ヴェーラー『ドイツ帝国。1871-1918年』大野英二ノ肥前栄一訳，未来社，1983年。
- [11] H.-U.ヴェーラー「ドイツにおける組織資本主義と干渉国家の興隆」H.A.ヴァインクラー編『組織された資本主義』保住敏彦他訳，名古屋大学出版会，1989年，所収。
- [12] 小沢 篤『ドイツ農業労働者論』御茶の水書房，1965年。
- [13] 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治。社会国家への道』成文堂，1990年。
- [14] 北村暁夫「南イタリア・カラブリア州における移民と農業。いわゆる『大流出』の時期を中心に」『社会経済史学』59-2（1993）。
- [15] 佐藤 忍「労働市場の国際化。20世紀初頭のドイツにおける外国人労働者問題」香川大学経済学部『研究年報』31（1991）。
- [16] 柴田英樹「プロイセン領ザクセン州の製糖業における農業労働者の存在形態（上）（下）。19世紀末から20世紀初頭の「ザクセン渡り」季節労働者を中心に」中央大学『経済学論纂』36-3（1995），37-1・2（1996）。
- [17] 竹野内真樹「労働力の国際化」『世界経済論。「世界システム」アプローチ』森田桐郎，ミネルヴァ書房，1995年。
- [18] 原田 博「十九世紀末，東ドイツにおける農業労働者問題」九州大学『経済学研究』27-1（1961）。
- [19] 福心 健「帝政ドイツにおけるユンカー経営とプロイセン内地植民政策」関西学院大学『商学論究』25（1959）。
- [20] 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成。いわゆる「プロシャ型」進化の歴史的検証』御茶の水書房，1967年。
- [21] 森田桐郎「総論。資本主義の世界的展開と国際労働力移動」『国際労働力移動』森田桐郎編，東京大学出版会，1987年。
- [22] 山口和男『ドイツ社会思想史研究』ミネルヴァ書房，1974年。

- [23] Bade, K. J. : " Massenwanderung und Arbeitsmarkt im deutschen Nordosten von 1880 bis zum Ersten Weltkrieg. Überseeische Auswanderung, interne Abwanderung und kontinentale Zuwanderung ", in :Archiv für Sozialgeschichte (以下AfSGと省略), Bd. 20, 1980, S.265-323.
- [24] Bade K. J. : " „Preußengänger“ und „Abwehrpolitik“. Ausländerbeschäftigung, Ausländerpolitik und Ausländerkontrolle auf dem Arbeitsmarkt in Preußen vor dem Ersten Weltkrieg ", in :AfSG, Bd.24, 1984, S.91-162.
- [25] Bade K. J. : " Arbeiterstatistik zur Ausländerkontrolle : die „Nachweisungen“ der preußischen Landräten über den „Zugang, Abgang und Bestand der ausländischen Arbeiter im preußischen Staaten. 1906- 1914 ", in :AfSG, Bd.24, 1984, S.163-283.
- [26] Bade, K. J. : " „Billig und willig“ --- die „ausländischen Wanderarbeiter“ im kaiserlichen Deutschland, in : ders (Hg.) : Deutsche im Ausland - Fremde in Deutschland. Migration in Geschichte und Gegenwart, München 1992.
- [27] Bade, K. J. : Homo Migrans Wanderungen aus und nach Deutschland. Erfahrungen und Fragen, Essen 1994.
- [28] Becker, O., : Die Regelung des ausländischen Arbeiterwesens in Deutschland. Unter besonderer Berücksichtigung der Anwerbung und Vermittlung, Berlin 1918.
- [29] Britschgi-Schimmer, I. : Die wirtschaftliche und soziale Lage der italienischen Arbeiter in Deutschland, Diss., Karlsruhe 1916.
- [30] Die Verhältnisse der Landarbeiter in Hohenzollern, im Reg.-Bezirk Wiesbaden, in Thüringen, Bayern, in dem Großherzogtum Hessen, Reg.-Bezirk Kassel, Königreich Sachsen, in den Provinzen Schleswig-Holstein, Sachsen und Hannover südl. Teil, in den Herzogtume Braunschweig und Anhalt, in der Rheinprovinz und im Fürstentum Birkenfeld, Leipzig 1892 (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd.54) .
- [31] Diestel, D. & H-H. Müller, " Die Zuckerrübenfabrik Klein Wanzleben (Von ihrer Gründung bis 1917/18) ", in : Landwirtschaft und Kapitalismus, 2. Halbband, Berlin 1979, S. 63-90.
- [32] Fabbro, R. D. : " Italienische Industriearbeiter im wilhelmschen Deutschland (1890-1914) ", in : Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 76, H.2, 1989. 202-228.
- [33] Forberg, M. : " Ausländerbeschäftigung, Arbeitslosigkeit und gewerkschaftliche Sozialpolitik. Das Beispiel der Freien Gewerkschaften zwischen 1890 und 1918 ", in AfSG, Bd.27, 1987, S.51-81.
- [34] Frankenstein, K. : Die Arbeiterfrage in der deutschen Landwirtschaft, Berlin 1893.
- [35] Goltz, Th. v. d. : Die ländliche Arbeiterfrage und ihre Lösung, Danzig 1874.
- [36] Henning, F.-W. : Landwirtschaft und ländliche Gesellschaft in Deutschland Bd.2 1750 bis 1986, Paderborn 21988
- [37] Herbert, U. : Geshichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980, Bonn 1986.
- [38] Jacini, S. : " Die italienische Auswanderung nach Deutschland ", in : Weltwirtschaftliches Archiv, Vol. 5, I, 1915, S.124-36.
- [39] Kaerger, K. : Die Sachsengengerei, Berlin 1890.
- [40] Knoke, A. : Ausländische Wanderarbeiter in Deutschland, Leipzig 1911.
- [41] Kocka, J. : Arbeitsverhältnisse und Arbeiterexistenzen. Grundlagen der Klassenbildung im 19. Jahrhundert, Bonn 1990.

[42] Kulischer, A. & E. : Kriegs- und Wanderzüge. Weltgeschichte als Völkerbewegung, Berlin 1932.

[43] Müller, H.-H., " Zur Geschichte und Bedeutung der Rübenzuckerindustrie in der Provinz Sachsen im 19. Jahrhundert unter bes. Berücksichtigung der Magdeburger Börde", in : Landwirtschaft und Kapitalismus, 2. Halbband, Berlin 1979 (Hg. v. Rach, H.-J. & B. Weissel)S. 9-62.

[44] Nichtweiss, J. : Die ausländischen Saisonarbeiter in der Landwirtschaft der östlichen und mittleren Gebiete des Deutschen Reiches. Ein Beitrag zur Geschichte der preußisch-deutschen Politik von 1890-1914, Berlin (Ost) 1959.

[45] Puhle, H.-J : Politische Agrarbewegungen in kapitalistischen Industriegesellschaften. Deutschland, USA und Frankreich im 20. Jahrhundert, Göttingen 1975.

[46] Schäfer, H. : " Italienische „ Gastarbeiter “ im deutschen Kaiserreich (1890-1914) ", in : Zeitschrift für Unternehmensgeschichte, 27.Jg., H.3, 1982, S.192-214.

[47] Schmidt, S. : Die Wanderarbeiter in der Landwirtschaft der Provinz Sachsen und ihre Beschäftigung im Jahre 1910, Halle am Saale 1911.

[48] Statistik des Deutschen Reiches, Berlin 1873-1944.

[49] Stojentin, M. v. : Die ausländischen Wanderarbeiter in der Provinz Pommern, Stettin 1909.

[50] Waltershausen, A. S. v. : Die italienischen Wanderarbeiter, Leipzig 1903.

[51] Weber, M. : Die Lage der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland, Bd.1 & 2, Tübingen 1984 (Hg. v. Martin Riesenbrodt).

終 章

序論で述べたように本論文の目的は、19世紀ドイツを特徴づけた3つの人口移動（海外移民・国内移動・外国人労働者）の相互関係およびそれらの人口移動運動とドイツにおける工業化・近代化過程との関連を明らかにし、人口移動の側面からドイツ社会のこの時期の変化を描くことであった。それは一方では前近代からドイツの農村社会に蓄積されてきた農村過剰人口の動態を把握することであり、また農業および鉱工業などへ流入してきた外国人労働者の動態を把握することである。これまでの叙述から明らかなように、人口移動の多くは社会の下層に属する人々の問題であり、またこの階層とドイツ社会全体の変化との相互関係が人口移動において鮮明に現われたことが明らかになったと思う。

第1章で扱われたオランダ渡り季節労働は既に前近代から見られた人口移動形態であるが、これは農村下層民に彼らの境遇を改善するほどではなかったが、僅かな所得機会を与え、階層的農村社会構造の維持に貢献した。この点でこの移民は近代化とは対極にあり、旧来の農村社会構造の維持に貢献するものであったが、多数の農村下層民の農村内での滞留を可能にし、農村下層民の温存と農民による彼らの労働力の利用の前提として機能する人口移動形態であった。

一方、第2章および第3章で扱われた移民は、近代化に伴う農村社会構造の変化に対応して生じたものであり、所有関係の近代化に伴い従来の農村社会構造に生じた変化や、外部での資本主義的工業化による強力な競争者の登場によって生存基盤を脅かされるようになった人々が、この変化への対応として選択した移民であった。封建的農村社会構造に起因する下層民の増加および副業機会の減少は多くの地域で下層民の増加、および下層民と上層農民の対立をもたらし、これに対して海外移民・国内移動による下層民の流出は農村の社会的緊張を緩和し、農村社会の一挙の崩壊を妨げる緩衝機効果を持った。また移民者には一定の社会的上昇の機会が与えられていた。

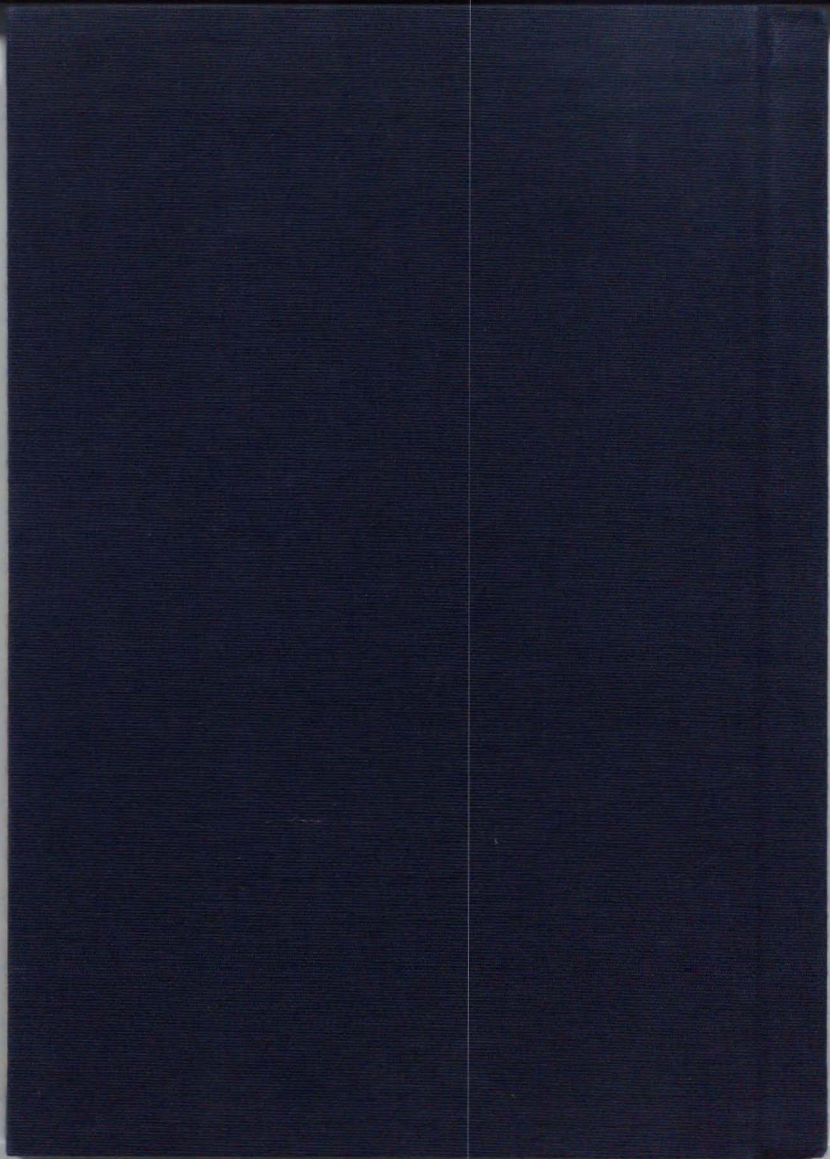
さらに、第2部で扱われている外国人労働者は、工業化および農業の合理化による労働力調達方式の変化ならびに労働力不足によって必要となった移民である。外国籍ポーランド人の流入は、安価な季節労働力を提供し、封建的性格を保ち続けたユンカー経営を温存させる重要な契機になり、ルール鉱工業地域も特に不熟練労働力として国内移動者だけではなく、大量の外国人労働者を受け入れ、労働力不足を安価な外国人季節労働者などを利用して回避したのである。また、この種の入移民は同時に従来の社会に大量の異質分子を受け入れ、社会に適合させる過程を伴うものであり、この点で近代化に伴う社会再編の一局面であり、また新しい社会問題の源泉にもなった。東部ドイツ農業地域では、同地域のプロイセン領ポーランドに居住するポーランド人を外部から流入するポーランド人季節労働者が刺激し、民族運動に対する支援となることが恐れられ、プロイセン政府は外国籍ポーランド人の国内における管理に非常に努力した。また、ルール鉱工業地域などの西部ドイツ諸地域では、鉱山業を中心に多数の移民労働力が利用され、これまで人口希薄であった地域にも流入者を重要な構成要素とする都市が形成され、また他方で、ポーランド人問題に代表される移民の社会統合をめぐる多様な問題が噴出したのである。

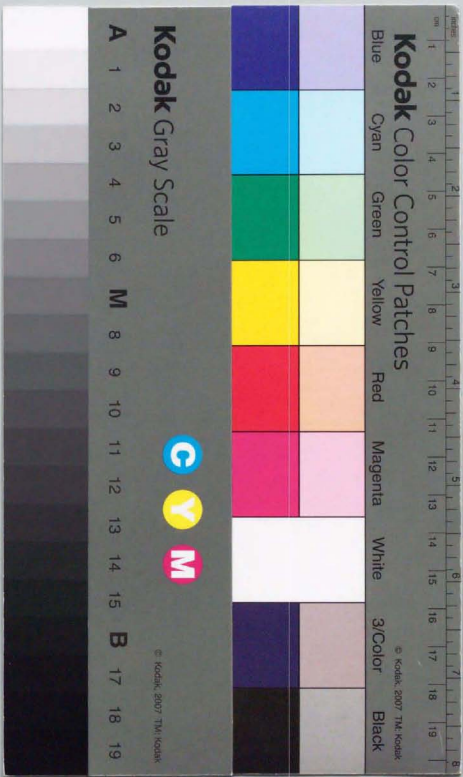
本論文が対象とした移民は、外国人労働者を含めほとんどが社会の下層階級に属する人々

の運動であり、彼らは郷里の農村社会において周縁の地位に押し込められていただけではなく、受入地域の社会でもやはり周縁の地位に追いやられ、彼らの受入地域における「社会統合」を単純に論じられるような状況にはなかった。農村では従来の階層化された社会が維持され、都市においてもこれら下層民が「市民社会」に直接統合されることはなく、近代化は下層民の社会的地位を根本的には変えなかったのである。しかし、それでもアメリカ合衆国へ移民した北西ドイツの下層民や、ルール鉱山業地域へ国内移動したマズーレン人の事例が示すように、生活の安定や多少の資産の形成という点で、一定の社会的上昇の機能を人口移動は果たすことができた。

また、いわゆる統一ドイツが単純に均質な社会ではなく、発展度の異なる複数の地域の共存関係であり、その共存関係のあり方が第二帝政期社会を根本的に特徴づけたことは、既に19世紀ドイツの地帯構造に注目する我が国の多数の研究によって明らかにされ、この地帯構造の形成に移民現象が関与してきた事実も指摘されてきた。人口移動は全体として、この地帯構造をいっそう強めるとともに、さらにドイツ周辺の後進地域からも外国人労働者を吸収し、いわば労働力市場の国際化によって、ドイツの工業化・近代化の基盤を拡張することに貢献したが、他方で外国籍ポーランド人の管理問題などの、国家統合の根幹をゆるがしかねない問題を政治上の重要問題に引き上げた。

19世紀ドイツを特徴づけた海外移民・国内移動・外国人労働者雇用は、もっぱら下層労働者の問題であるが、農村下層人口の解消と農業・鉱工業部門における労働力不足の解消を通じて、ドイツの近代化・工業化を促進した重要な要因であると同時に、下層労働者の大量移動によって近代の多様な社会問題を産出し、社会の最底辺に属する人々の問題を極めて明確にクローズアップする現象となったのである。





Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM Kodak